

令和 7 年 6 月 1 0 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案説明書目次

議案第40号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第41号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第42号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第43号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	7
議案第44号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
議案第45号	廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
議案第46号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例	13
議案第47号	廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	15
議案第49号	工事請負契約の締結について	17
議案第50号	工事請負契約の締結について	19
議案第51号	工事委託契約の締結について	21
議案第52号	工事委託契約の締結について	23
議案第53号	財産の取得について	25
議案第54号	財産の取得について	27
議案第55号	財産の取得について	29
議案第56号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の	31

同意について

議案第 57 号 廿日市市教育委員会委員の任命の同意について …… 33

(議案第 4 0 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、投票所の投票管理者等の報酬の額を、次のとおり引き上げようとするものである。

区 分	現 行	改 正 案
投票所の投票管理者	1 回につき 12,800円	1 回につき 14,500円
期日前投票所の投票管理者	1 回につき 11,300円	1 回につき 12,800円
開票管理者	1 回につき 10,800円	1 回につき 12,200円
選挙長		
投票所の投票立会人	1 回につき 10,900円 ただし、交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額	1 回につき 12,400円 ただし、交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額
期日前投票所の投票立会人	1 回につき 9,600円 ただし、交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額	1 回につき 10,900円 ただし、交替する場合にあっては、当該額の範囲内で市長が定める額
開票立会人	1 回につき 8,900円	1 回につき 10,100円
選挙立会人		

2 施行期日

公布の日

3 根拠法令

地方自治法

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。

ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 4 1 号)

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援を目的に、部分休業制度が拡充されることに伴い、必要な規定の整備を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で請求可能な部分休業について、勤務時間の始め又は終わりに限り承認する取扱いを廃止する。
- (2) 部分休業制度に、次の部分休業を新たな選択肢として追加する。

職員の区分	1 年につき請求可能な時間
非常勤職員以外の職員	7 7 時間 3 0 分
非常勤職員	勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間

- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

4 根拠法令

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律

第 1 9 条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 7 条第 1 項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、3 歳）に

達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

(2) 地方公務員法

第24条

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第 4 2 号)

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、仕事と生活の両立支援が拡充されたことに伴い、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう必要な規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 職員本人又はその配偶者の妊娠、出産等の申出に対し、出生時の仕事と育児の両立支援制度の周知、制度利用及び働き方の意向聴取並びに聴取した意向への配慮が行われるように必要な措置を講じる。
- (2) 3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児期の仕事と育児の両立支援制度の周知、制度利用及び働き方の意向聴取並びに聴取した意向への配慮が行われるように必要な措置を講じる。
- (3) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日

4 根拠法令

地方公務員法

第 2 4 条

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(議案第 4 3 号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税 制 収 納 課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことに伴い、次のとおり市民税、市たばこ税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 令和 8 年度以後の各年度分の個人の市民税について、所得割の納税義務者が特定親族を有する場合には、その者の前年の総所得金額等から特定親族特別控除額を控除することとする。

イ 市長に扶養親族等申告書を提出しなければならない給与所得者又は公的年金等受給者が特定親族を有する場合には、当該扶養親族等申告書に当該特定親族の氏名を記載することとする。

(2) 市たばこ税

ア 加熱式たばこの課税標準を次の(ア)及び(イ)のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とする。

(ア) 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの重量の 0.35 グラムをもって、紙巻たばこの 1 本とする。

(イ) (ア)以外の加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって、紙巻たばこの 1 本とする。

イ アの換算方法を段階的に導入することとし、令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までに売渡し又は消費等が行われた加熱式たばこについては、現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じた本数とアの方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じた本数の合計数を課税標準とする。

(3) 公示送達制度の見直し

公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特

定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、
公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市
の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をする
ことができる状態に置く措置をとることによってすることとする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日。ただし、1 の(2)の改正規定については令和 8 年
4 月 1 日、1 の(3)の改正規定については地方税法等の一部を改正する
法律附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

3 根拠法令

地方税法

第 3 条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率そ
の他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなけ
ればならない。

(議案第 4 4 号)

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こども課)

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等による保育内容支援、代替保育の提供に係る保育所等の連携施設の確保の基準を緩和するなどの改正を行うとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 家庭的保育事業者等による保育の提供を受ける乳幼児に、集団保育を体験させる等の保育内容支援を行う連携施設の確保が著しく困難と認める場合、保育内容支援連携協力者を確保することにより、連携施設を確保することに代えることができることとする。
- (2) 現行条例において、家庭的保育事業者等が、代替保育連携協力者を確保することにより、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるところ、さらに市長が代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお、当該協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとする。
- (3) 家庭的保育事業者等による連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を 10 年間から 15 年間に延長する。
- (4) 家庭的保育事業者等の利用乳幼児の食事の提供に際し、献立指導等の必要な配慮を行う者を栄養士としているところ、栄養士法の改正に伴い、国家試験受験の際に栄養士免許の取得が不要とされた管理栄養士養成施設卒業の管理栄養士についても加えることとする。
- (5) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

児童福祉法

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

(議案第 4 5 号)

廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(こ ど も 課)

1 改正の理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、特定地域型保育事業者等による保育内容支援、代替保育の提供に係る保育所等の連携施設の確保の基準を緩和するなどの改正を行うとともに、その他所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 特定地域型保育事業者等による保育の提供を受ける満3歳未満の子どもに、集団保育を体験させる等の保育内容支援を行う連携施設の確保が著しく困難と認める場合、保育内容支援連携協力者を確保することにより、連携施設を確保することに代えることができることとする。
- (2) 現行条例において、特定地域型保育事業者等が、代替保育連携協力者を確保することにより、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるところ、さらに市長が代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお、当該協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとする。
- (3) 特定地域型保育事業者等による連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を10年間から15年間に延長する。
- (4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

子ども・子育て支援法

第34条

- ② 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

第46条

- ② 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

(議案第 4 6 号)

子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

(こ ど も 課)

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部が改正され、妊婦のための支援給付が創設されたことに伴い、当該給付に係る同法に基づく過料に関して必要な事項を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 妊婦のための支援給付に関して正当な理由なしに虚偽の報告等を行った者に対し 10 万円以下の過料を科することとする。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

子ども・子育て支援法

第 8 2 条 市町村は、条例で、正当な理由なしに、第 10 条の 5 若しくは第 13 条（第 30 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(議案第 4 7 号)

廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用
ポスターの作成の公営に関する条例及び廿日市市議会議員及
び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に
関する条例の一部を改正する条例

(選挙管理委員会)

1 提案の要旨

公職選挙法の一部が改正され、選挙運動用ポスターの規格が選挙種別
を問わず統一されることに伴い、選挙運動用ポスターの作成に係る公費
負担の限度額を次のとおり改めるとともに、公職選挙法施行令の一部が
改正され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動用ポスタ
ー及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額が引き上
げられたことを踏まえ、廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙におけ
る選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度
額を次のとおり引き上げようとするものである。

- (1) 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ポスタ
ーの作成に係る公費負担の限度額

区 分	現 行	改 正 案
企 画 費	158,125 円	316,250 円
印刷費（1枚当たり）	541 円 31 銭	586 円 88 銭

- (2) 廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの
作成に係る公費負担の限度額

区 分	現 行	改 正 案
作成単価（1枚当たり）	7 円 73 銭	8 円 38 銭

2 施行期日

公布の日。ただし、1の(1)（企画費に限る。）については、令和8
年1月1日

3 根拠法令

公職選挙法

第 1 4 2 条

- ⑪ 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第 1 項第 3 号から第 7 号までのビラの作成について、無料とすることができる。

第 1 4 3 条

- ⑮ 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第 1 項第 4 号の 3 の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の場合に限る。）及び同項第 5 号のポスターの作成について、無料とすることができる。

(議案第 4 9 号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市佐方 1 0 番地 1 において施工する佐方小学校屋内運動場長寿命化改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 屋内運動場改修工事 一式

(2) 請負金額 2 9 5 , 9 0 0 , 0 0 0 円

(3) 請 負 者 廿日市市城内三丁目 2 番 6 号

株式会社 プランニング三誠廿日市営業所

所長 佐 伯 佳 昌

(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和 8 年 3 月 3 0 日まで

3 根拠法令

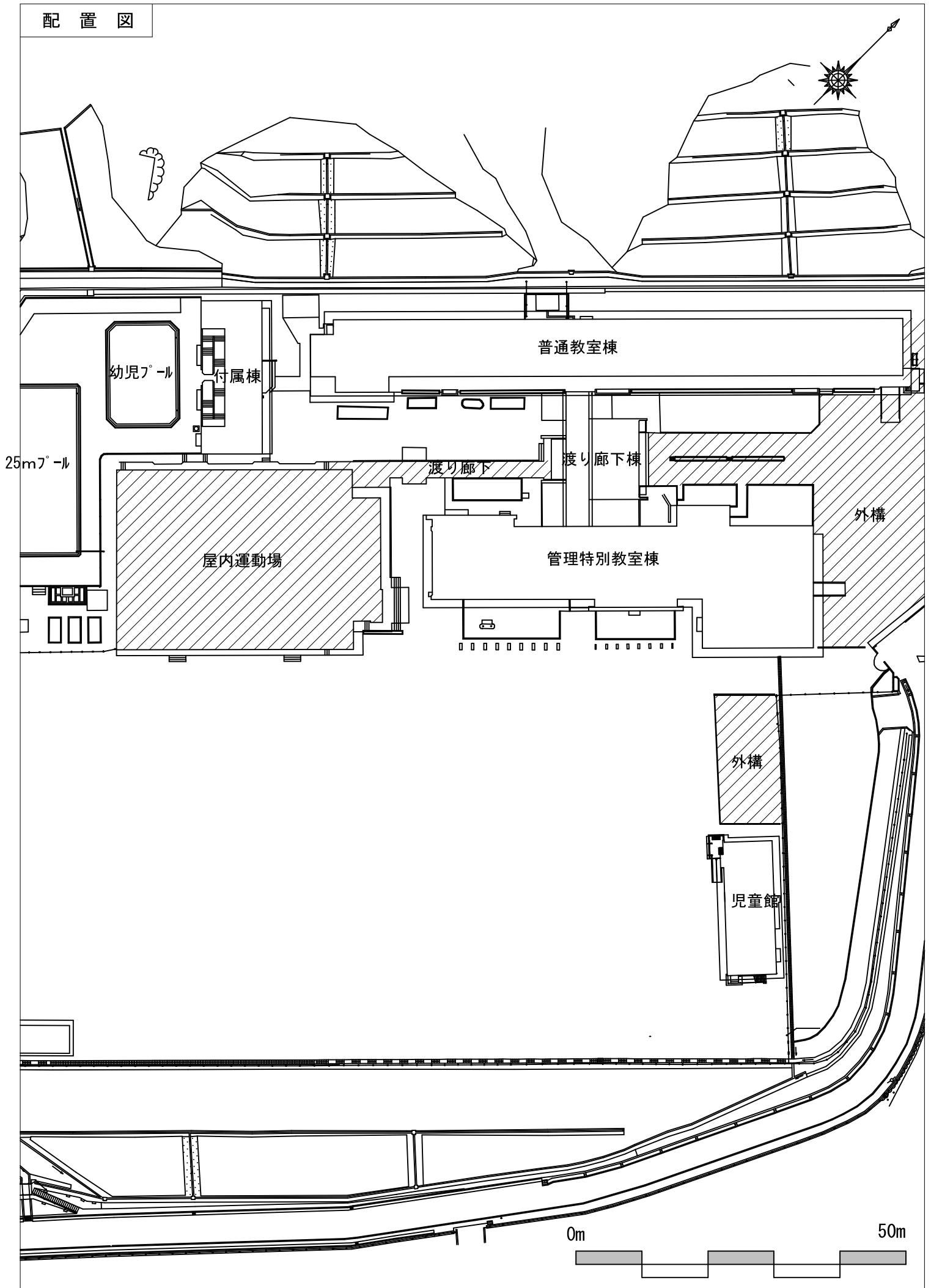
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5 , 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

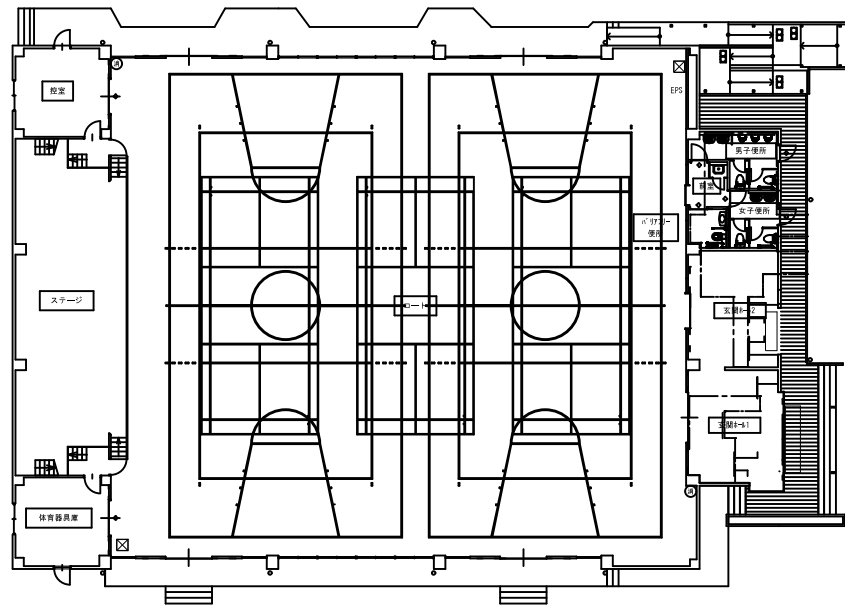
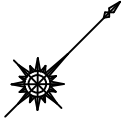
(1



配 置 図

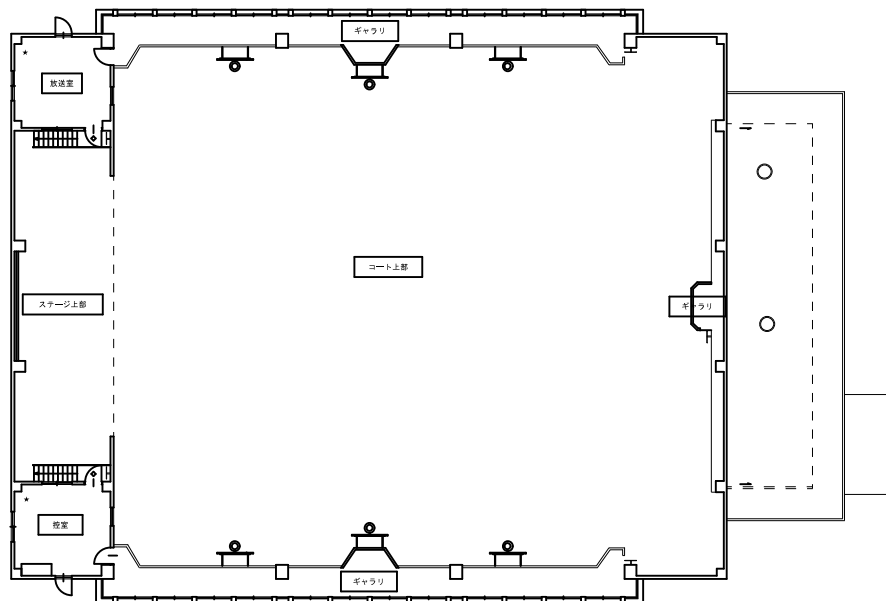


1 階平面図



- ・ 建具改修
- ・ 内装改修
- ・ 塗装改修
- ・ 電気設備改修
- ・ 機械設備改修

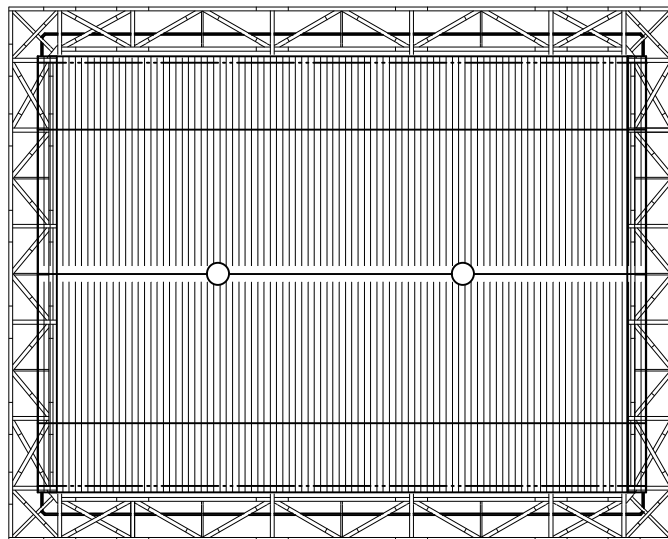
2 階平面図



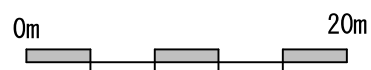
- ・ 建具改修
- ・ 内装改修
- ・ 塗装改修
- ・ 電気設備改修
- ・ 機械設備改修



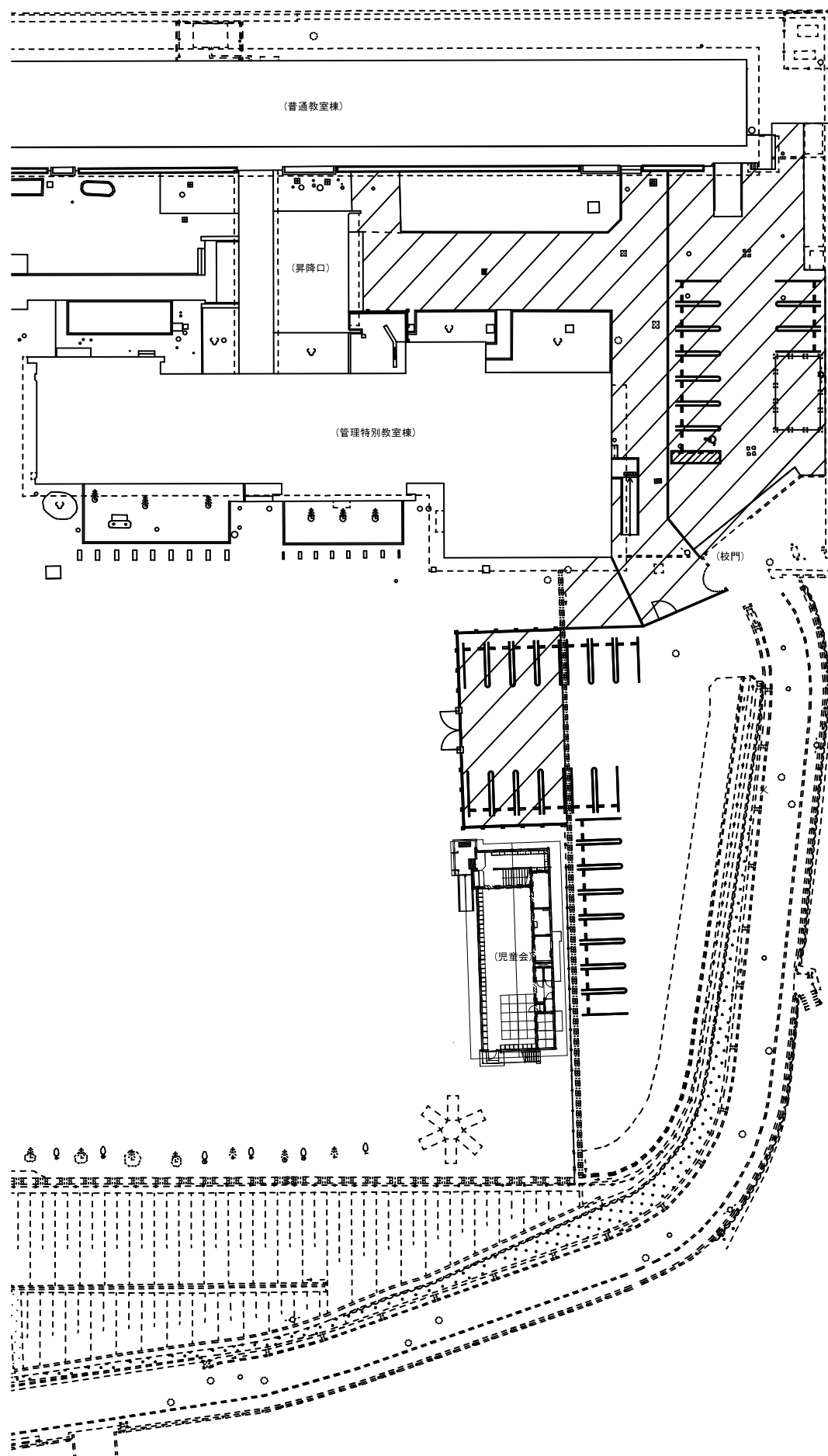
屋上屋根伏図



・ 防水改修

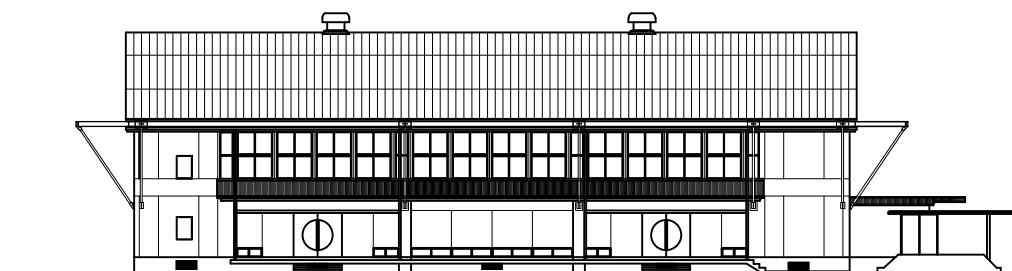


外構平面図



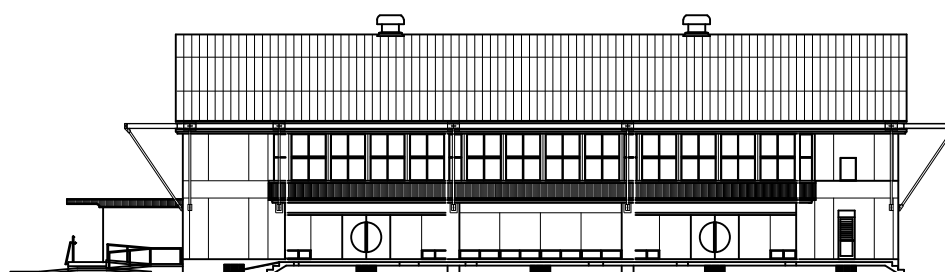
・外構整備

立面図（南面）



- ・ 外壁改修
- ・ 塗装改修
- ・ 建具改修

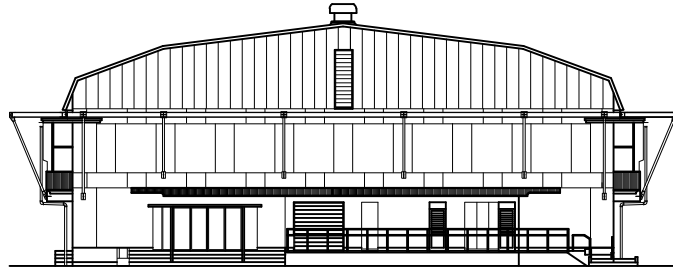
立面図（北面）



- ・ 外壁改修
- ・ 塗装改修
- ・ 建具改修

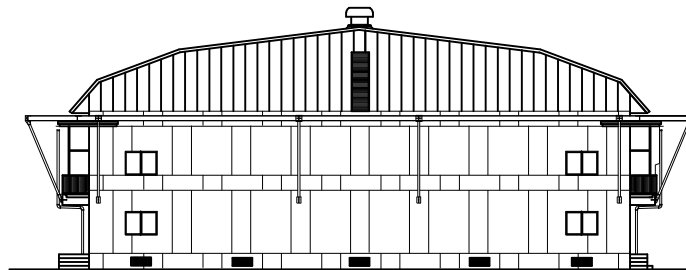


立面図（東面）



- ・ 外壁改修
- ・ 塗装改修
- ・ 建具改修

立面図（西面）



- ・ 外壁改修
- ・ 塗装改修
- ・ 建具改修



(議案第50号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市津田地内において施工する佐伯総合スポーツ公園多目的広場
人工芝整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 人工芝整備工事

工事延長 270メートル

人工芝舗装(新設) 19,450平方メートル

人工芝舗装(再利用) 2,810平方メートル

走路舗装 2箇所

真砂土硬化舗装 2,020平方メートル

(2) 請負金額 417,876,800円

(3) 請 負 者 廿日市市永原1172番地の6

E a r t h株式会社

代表取締役 長 岡 克 己

(4) 工 期 議決の日の翌日から

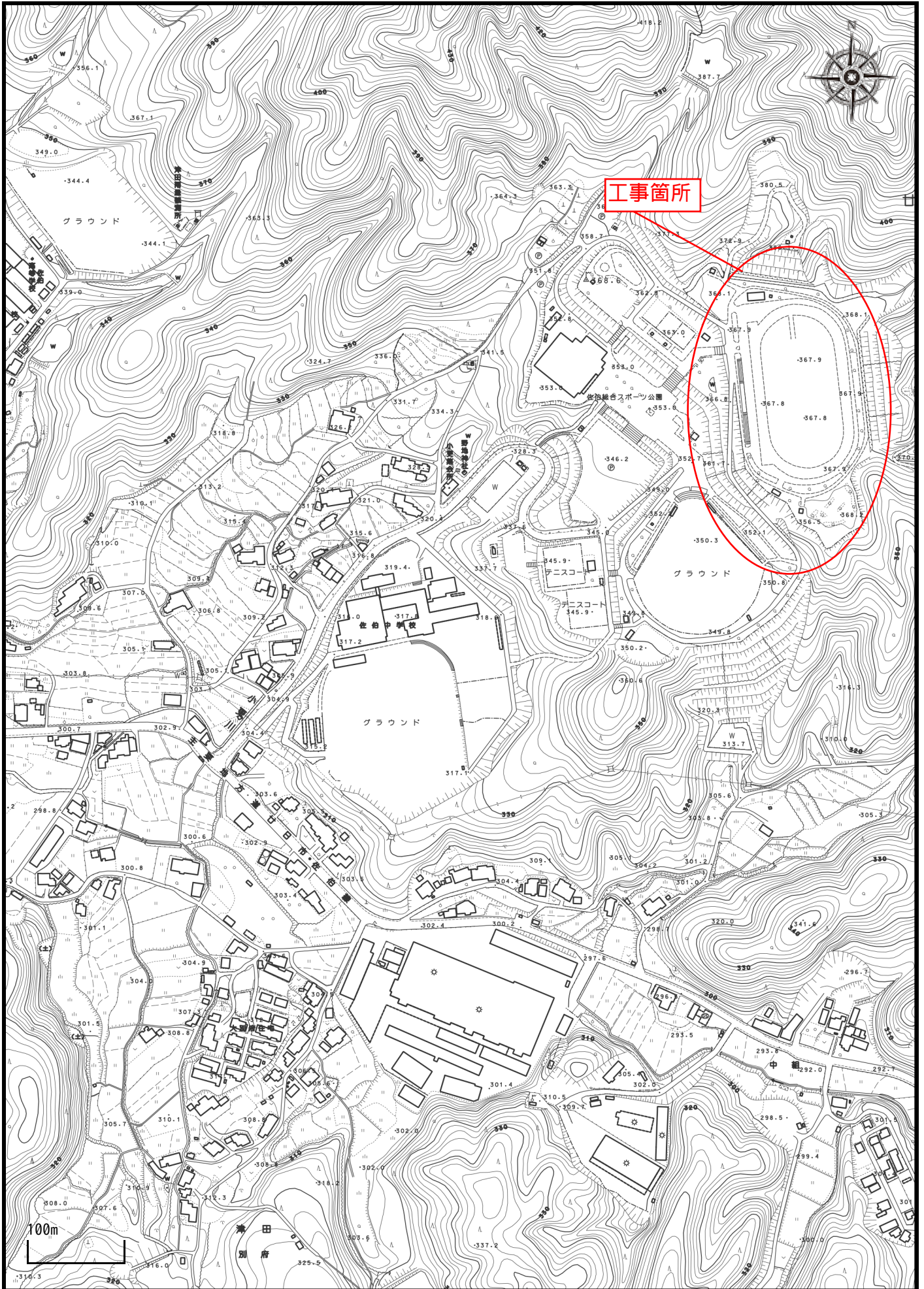
令和8年3月31日まで

3 根拠法令

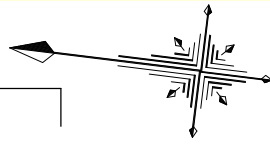
議案第49号説明書に同じ。

位置図

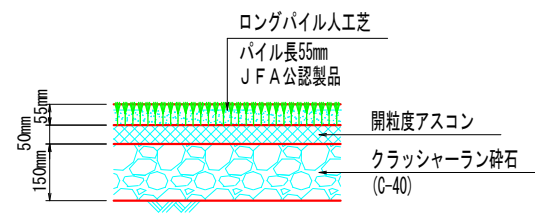
(佐伯総合スポーツ公園多目的広場人工芝整備工事)



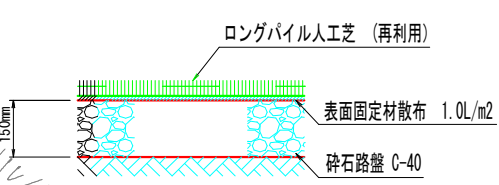
工事延長 L=270m



人工芝舗装（新設） 構造図

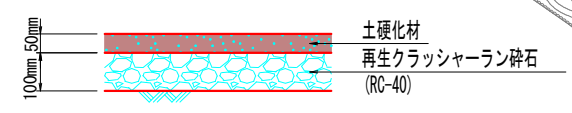


人工芝舗装（再利用） 構造図

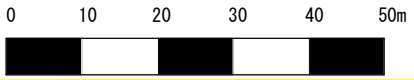
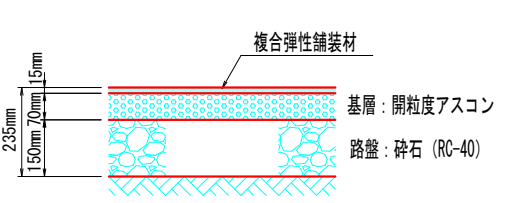


真砂土硬化舗装
A=2,020㎡

真砂土硬化舗装 構造図



走路舗装 構造図



(議案第 5 1 号)

工事委託契約の締結について

(宮島口みなとまちづくり推進課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島口一丁目地内において施工する鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

(1) 工事内容 鼓ヶ浜横断歩道橋耐震補強工事

工事延長 22.3メートル

橋梁^{りょう}耐震補強工 一式

橋梁^{りょう}補修工 一式

(2) 委託金額 337,568,000円

(3) 受託者 広島市中区東千田町二丁目9番29号

広島電鉄株式会社

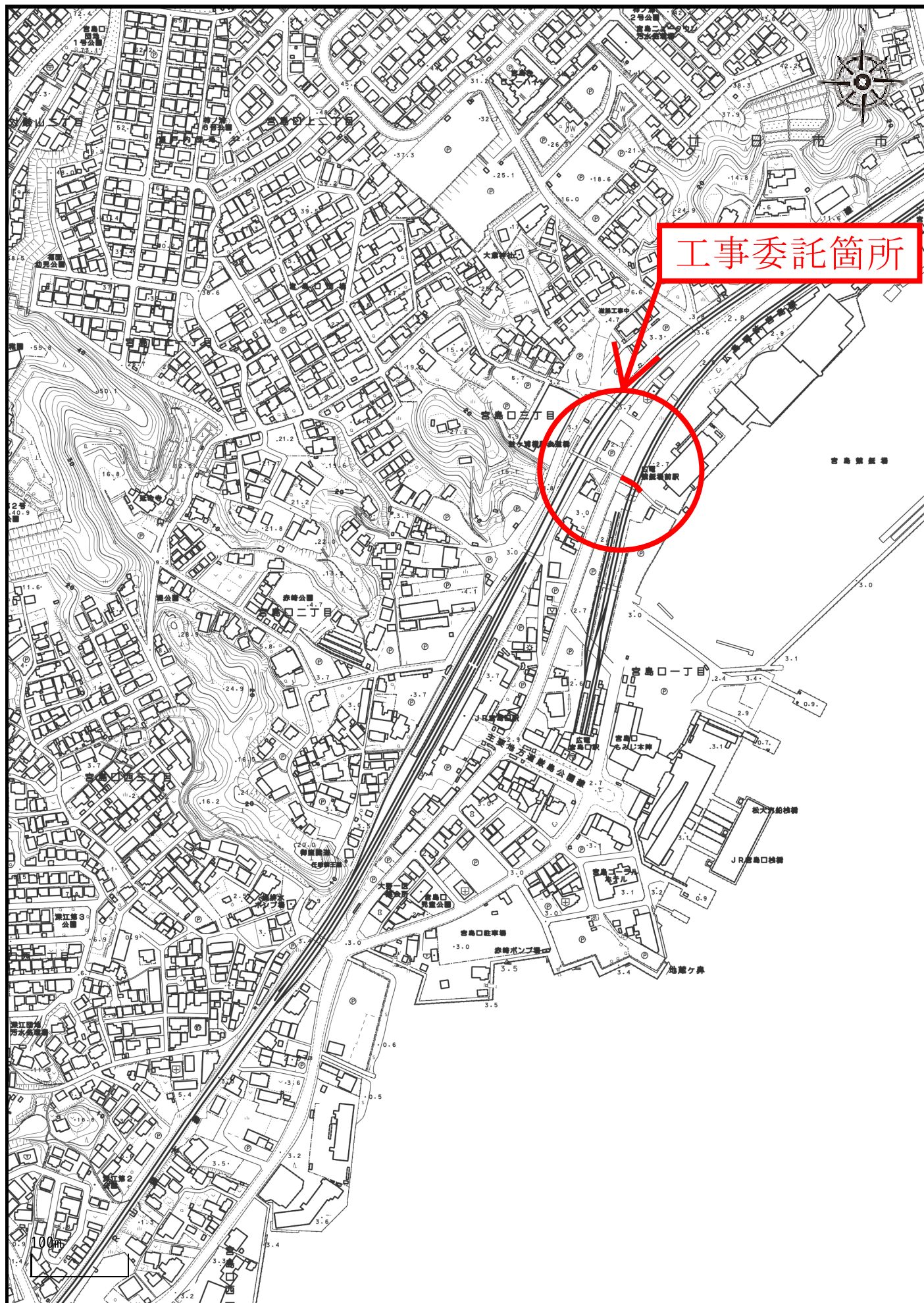
代表取締役社長 仮井 康 裕

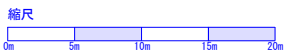
(4) 工 期 議決の日の翌日から

令和8年3月31日まで

3 根拠法令

議案第49号説明書に同じ。



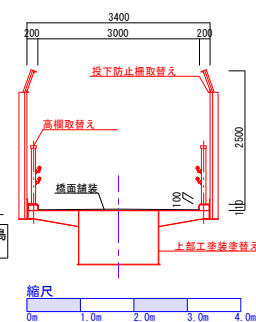


鼓ヶ浜横断歩道橋 全体一般図

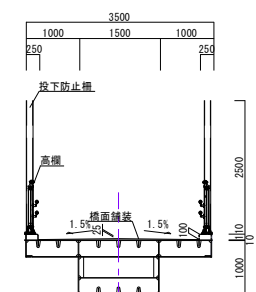
側面図

断面図

既設横断歩道橋



新設横断歩道橋



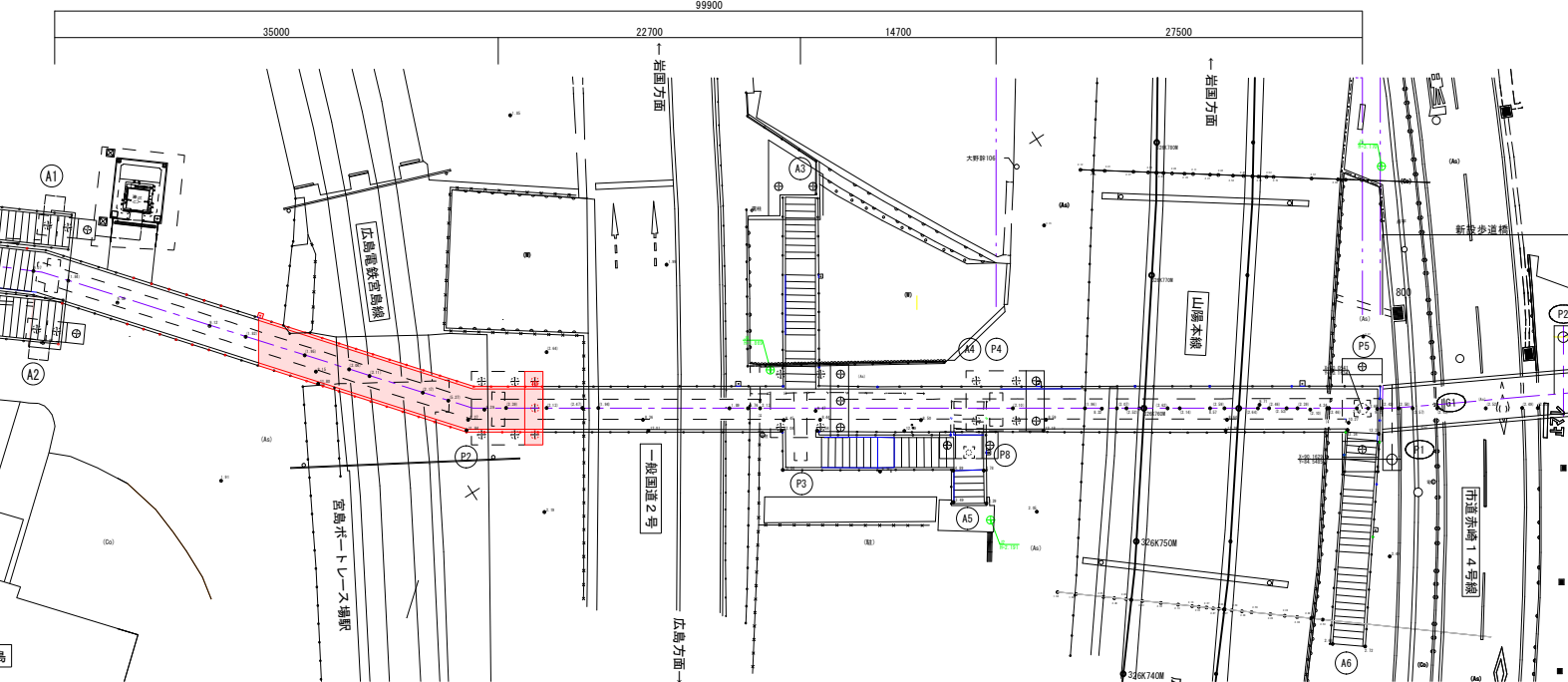
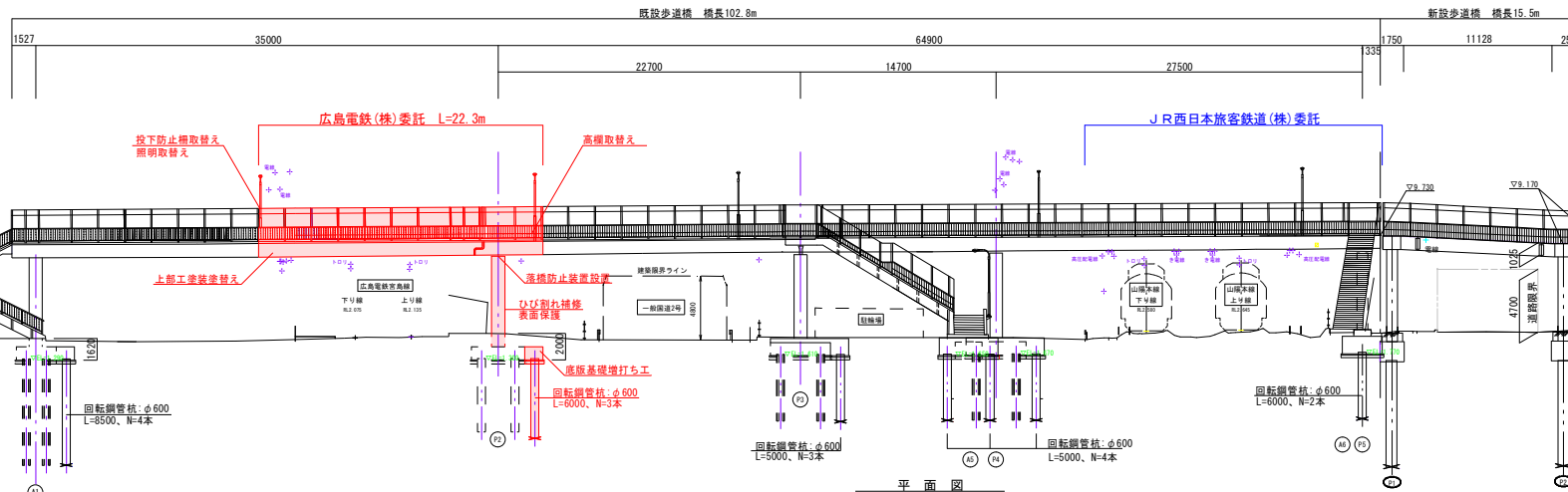
ポートレース宮島
立体駐車場建屋

ポートレース宮島
立体駐車場

JR西日本旅客鉄道(株)委託

広島電鉄(株)委託 L=22.3m

平面図



(議案第 5 2 号)

工事委託契約の締結について

(施 設 整 備 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野字熊ヶ浦及び早時地内において施工する山陽本線宮島口・前空間市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路橋新設等工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

- (1) 工事内容 山陽本線宮島口・前空間市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路橋新設等工事

工事延長 48.50メートル

橋台設置工、橋梁^{りょう}上部工（鋼単純^{こうたんじゆん}合成箱桁橋）及び旧橋撤去工等一式

- (2) 委託金額 2,953,683,000円

- (3) 受託者 広島市東区上大須賀町15番20号

西日本旅客鉄道株式会社

執行役員中国統括本部長 佐伯 祥一

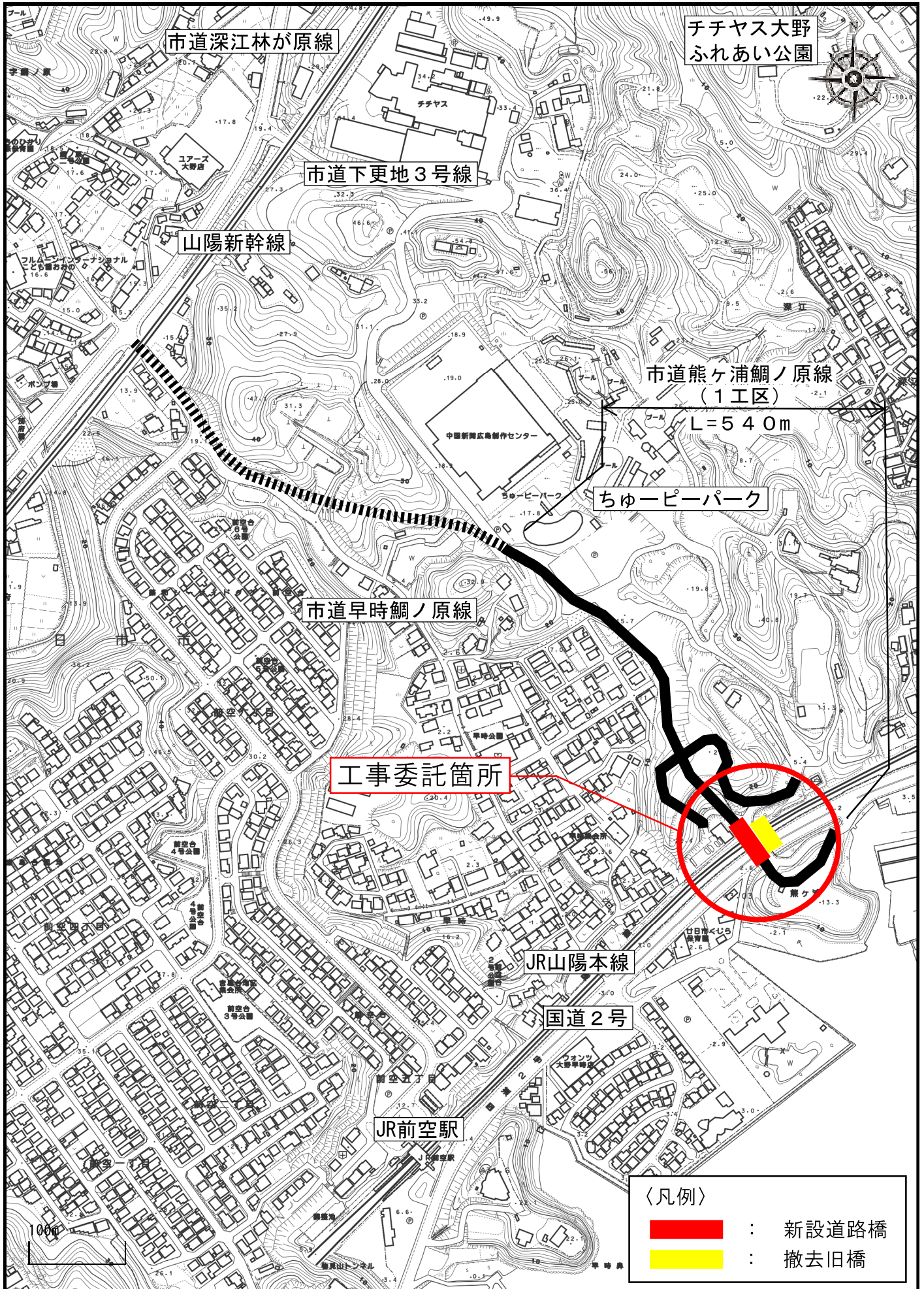
- (4) 工 期 議決の日の翌日から

令和12年3月31日まで

3 根拠法令

議案第49号説明書に同じ。

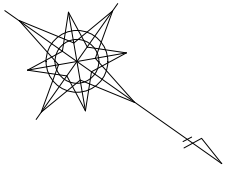
位置図



平面図

〈凡例〉

- : 新設道路橋
- : 撤去旧橋
- : 計画道路
- : 現況道路



S=1:500

山口方面

【国道2号】 【山陽本線】

海側

ちゅーピーパーク側

広島方面

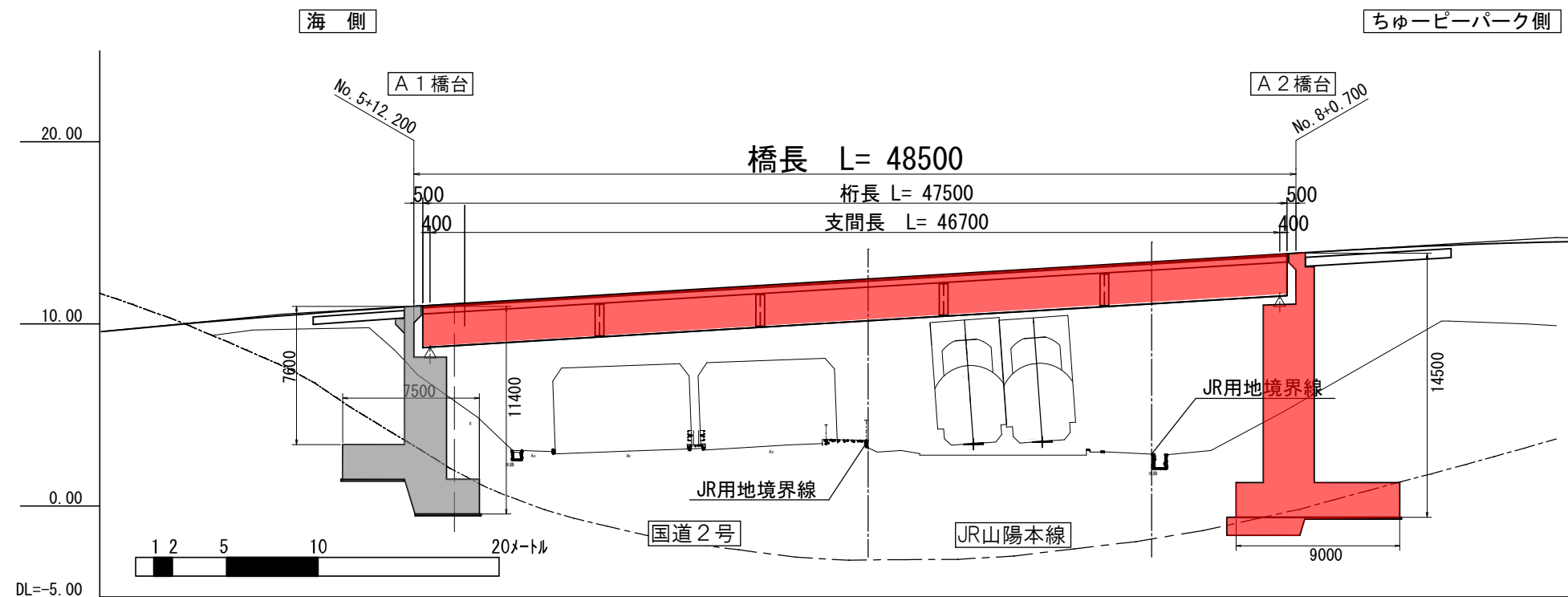


〈凡例〉

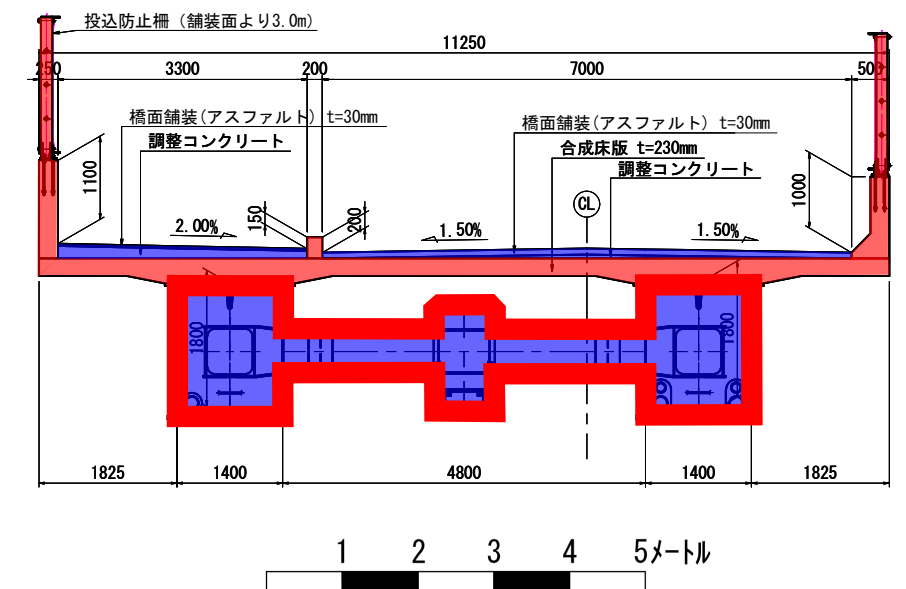
- 赤着色部：JR工事委託
- 青着色部：市施工（R8製作・支給）
- 黒着色部：市施工（R6実施）

新設橋（一般図）

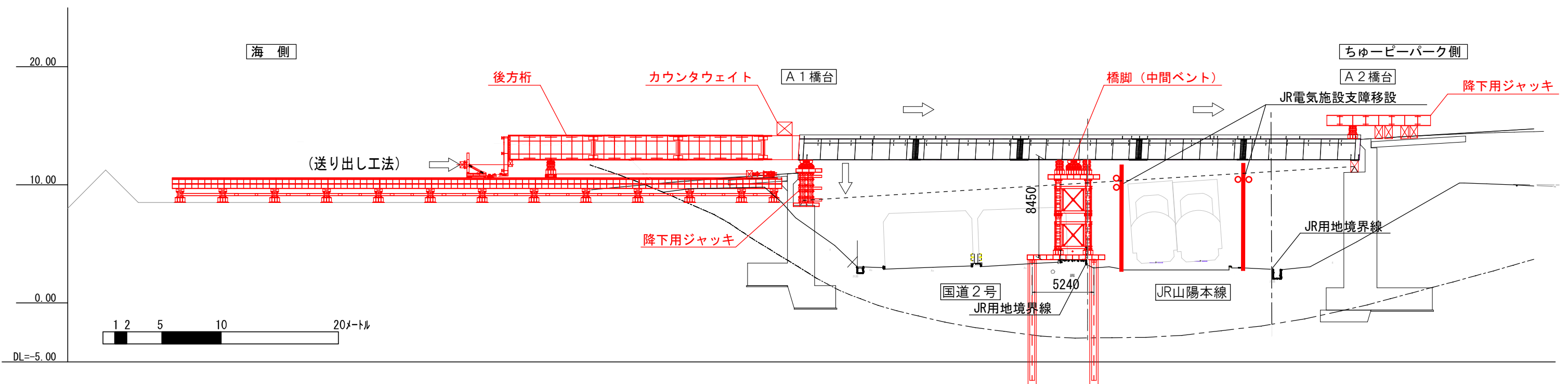
側面図



標準断面図



新設橋（架設図）



〈凡例〉

： JR工事委託

： 市施工

： 残 置

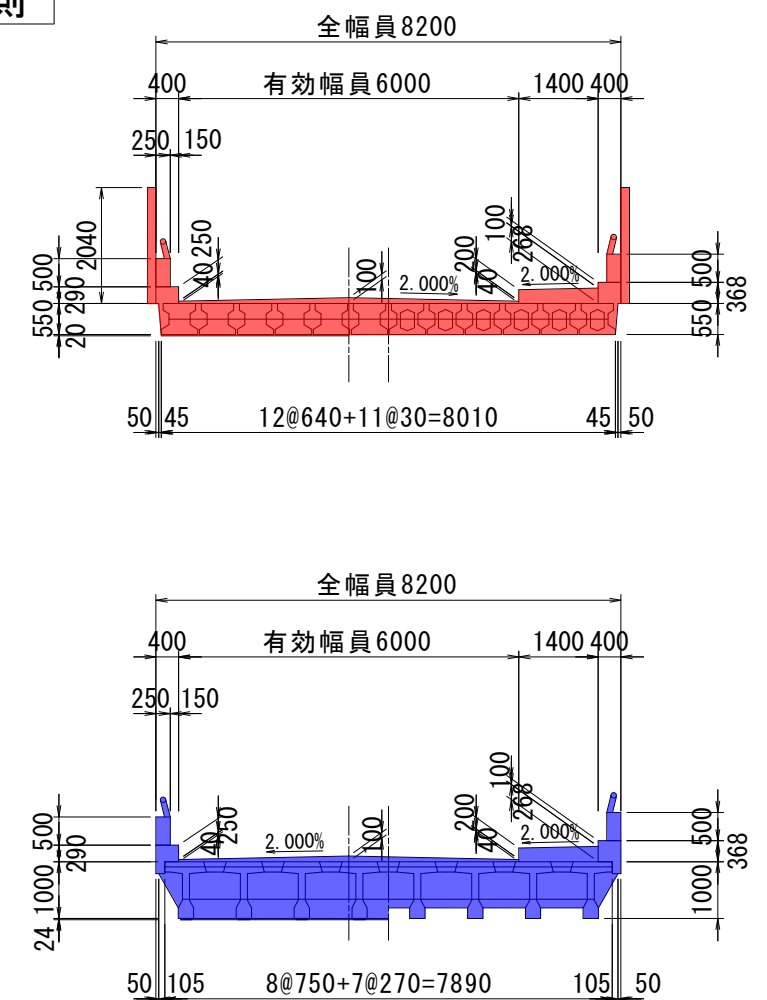
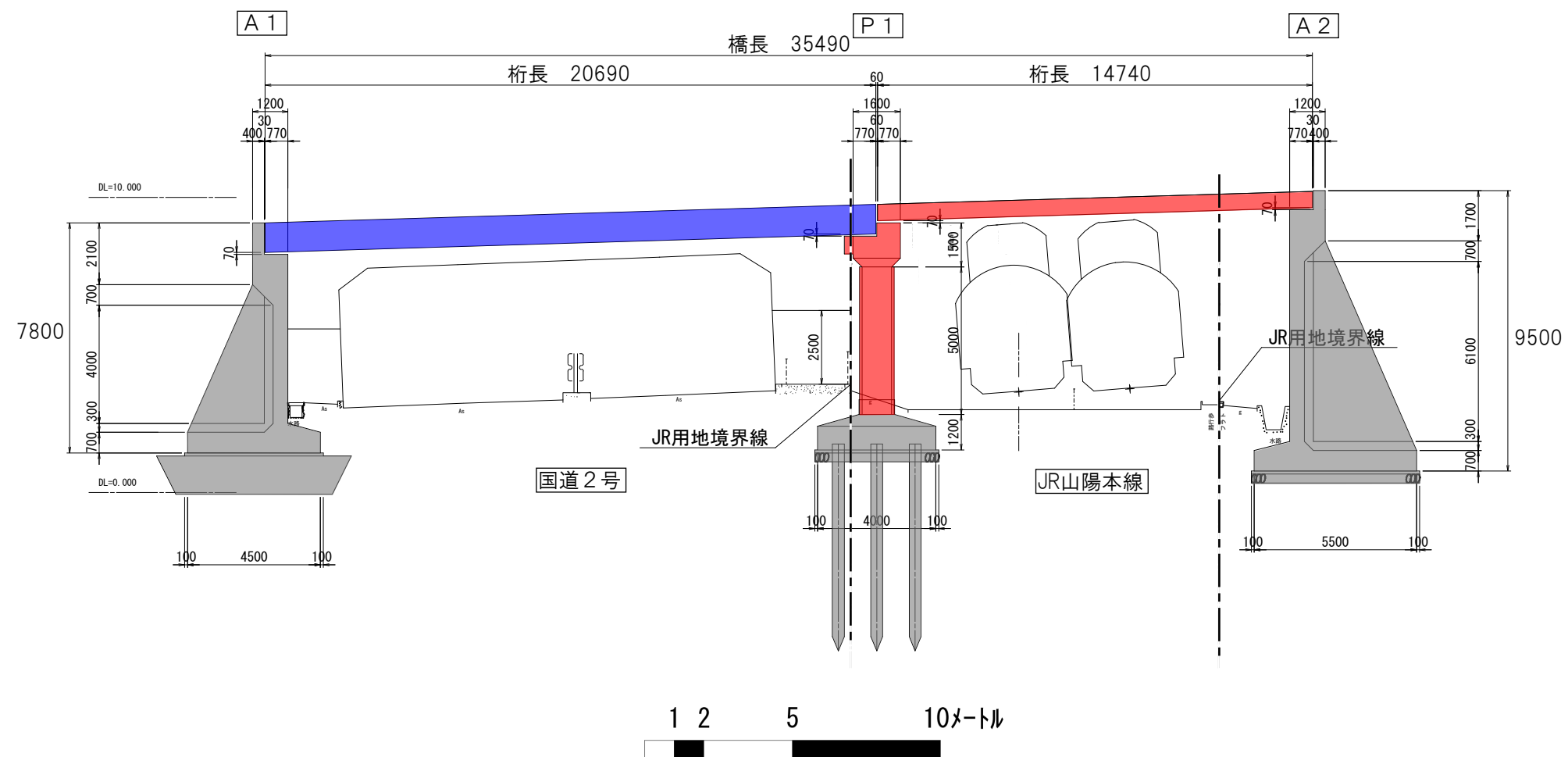
旧橋撤去（一般図）

側面図

横断面図

海側

ちゅーピーパーク側



1 2 3 4 5メートル

(議案第 5 3 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

消防団廿日市分団及び大野分団に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 小型動力ポンプ付積載車

数 量 2 台

3 取得価格 27,456,000 円

4 相手方 広島市中区舟入南三丁目13番3号

株式会社 三葉ポンプ

代表取締役 筒 井 敏 之

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

(議案第 5 4 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

佐伯消防署及び宮島消防署に配備する車両を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 高規格救急自動車

数 量 2 台

3 取得価格 44, 583, 000 円

4 相手方 廿日市市桜尾本町 1 4 番 4 号

株式会社 タケウチ自動車

代表取締役 竹 内 利 雄

5 根拠法令

議案第 5 3 号説明書に同じ。

(議案第 5 5 号)

財産の取得について

(消 防 本 部)

1 提案の要旨

佐伯消防署及び宮島消防署に配備する高規格救急自動車に積載する高度救命処置用資機材を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

品 名 高度救命処置用資機材

数 量 2 組

3 取得価格 3 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円

4 相 手 方 広島市中区上幟町 1 1 番 3 号

日本船舶薬品株式会社広島営業所

所長 黒 川 順 司

5 根拠法令

議案第 5 3 号説明書に同じ。

(議案第 5 6 号)

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 木曾忠明委員及び河原直己委員は、令和 7 年 7 月 2 日をもって任期が満了するので、その後任委員を選任しようとするものである。

(2) 後任委員

木 曾 忠 明 (再任)

川 畠 満 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

木 曾 忠 明

佃 祐 世

河 原 直 己

水 野 和 夫

山 口 靖

2 根拠法令

地方税法

第 4 2 3 条

③ 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

(議案第 57 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 岡本美紀子委員は、令和 7 年 6 月 25 日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

北 川 千 幸 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

松 本 良 子

岡 本 美紀子

石 角 剛

古 谷 正 樹

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。